

被規制者等と規制当局との担当者レベルでの 技術的意見交換について

平成30年4月4日
原子力規制庁

1. 経緯 (略)

2. 被規制者からの具体的ニーズの聴取 (略)

3. 上記を踏まえた運用

原子力規制庁は、2. 具体的ニーズを踏まえた運用(案)を以下のとおり検討し、これを CNO 会議で示して被規制者と意見交換を行い、その結果を原子力規制委員会に報告することとした。

①メーカーも参加する産業界の新たな組織との意見交換について

- メーカーも参加する産業界の新たな組織において、原子力規制庁の担当者レベルとの意見交換を希望するテーマがある場合、CNO 会議の場で提案を受け付けることとし、その場で取捨選択を行う。
- 議論の結果、メーカーも参加する産業界の新たな組織、原子力規制庁の双方から見て、意見交換する意義があると判断するテーマについては、その都度、CNO会議の下にWGを設けるなどして議論を行う。
- WGなどでの議論は公開で行う。

②審査の運用や基準の解釈に関して意見を述べる仕組みについて

- 先行プラントの審査を見た別の被規制者から、審査の運用や基準の解釈について見解を述べたいとの申入れがあれば、CNO 会議の場で受け付け、必要に応じて別途意見交換を行う場を設ける(ただし個別施設への適用については議論しない)。
- 意見交換を行う場は公開する。

4. CNO 会議における被規制者からの意見

(略)